

## 指定更新申請の手続き等について

### ① 指定更新申請の概要

- 介護保険制度の改正に伴い事業者規制の見直しの観点から、指定の更新制（6年間）が導入されました。
- 指定有効期間については、指定日から6年間となります。

(例)

指定年月日	更新期限 (有効期間満了日)	更新の日 (有効期限満了日の翌日)
平成20年8月1日	平成26年7月31日	平成26年8月1日

### ② 指定更新申請の流れについて

#### (1) 手続きの流れ

##### 自主点検

事前に自主点検表により、指定基準等に合致しているか、自主点検を行う。

##### 申請書作成

- ① 地域密着型サービス指定・指定更新申請様式等一覧により、更新申請書類一式を作成する。
- ② 各提出書類の記載・作成に当たっては、記入漏れ、添付書類等に漏れがないよう確認する。

##### 申請書提出 / 受付

指定有効期間満了日の2ヶ月前までに郵送または持参で市高齢者支援課まで提出する。

##### 書類審査

提出書類の内容等を確認し、不明な点がある時は連絡することがあるため、管理者は必ず提出書類の控えを手元に置いておくこと。

##### 現地確認

#### (2) 現地確認について

- ① 現地において事業の運営状況、提出書類、自主点検表との整合性等について、管理者のヒアリングを実施します。
- ② 現地審査の日程等については、書類審査後、別途、お知らせします。
- ③ 現地審査の際、更新申請書類一式（控え）以外に、各事業所で準備いただくもの
  - 1) 職員の雇用契約、出勤状況、給与支払状況、各種社会保険が確認できる書類
  - 2) 利用者との契約書類(重要事項説明書を含む)
  - 3) 利用者ごとのサービス提供計画書（ケアプランの各表を含む）
  - 4) 利用者ごとのサービス提供記録（ケアプランの各表を含む）
  - 5) 利用者ごとの1割負担請求・受領の事績、介護報酬請求・受領の事績
  - 6) 事業所の就業規則、決算書等

### ③ 介護予防サービス事業所の更新申請手続きについて

指定更新制度においては、地域密着型介護予防サービス（以下「予防サービス」という。）事業所の指定(更新)についても、地域密着型サービス（以下「介護サービス」という。）と同様に6年間の更新制が導入されています。本市においては、福岡県に準じて、両サービスの指定更新申請審査を同時に行うことにより、予防サービス分の更新手数料を免除する取扱いにしています。

### ④ 提出書類

- (1) 地域密着型サービス指定・指定更新様式等一覧(別紙2)に掲げる書類 1部
- (2) 領収証書(審査手数料納付分)のコピー
- (3) 自主点検表

※(1)の様式は筑紫野市公式ホームページよりダウンロードできます。

※定款、契約書、資格証、研修修了証書などのコピーには原本証明をしてください。

### ⑤ 指定申請等手数料について

- (1) 指定申請等にあたっては、筑紫野市手数料条例に基づき、手数料を徴収します。  
指定申請等手数料の金額は、下記のとおりです。

	新規申請	更新申請
地域密着型サービス	30,000円	20,000円
地域密着型介護予防サービス	30,000円	20,000円

※ 介護予防サービスの指定(更新)申請を介護サービスの申請と同時に行う場合は、介護予防サービスに係る手数料を納付する必要はありません。

※ 「区域外指定(みなし指定)」については、手数料を納付する必要はありません。

- (2) 各申請時に、市指定の納付書により納付してください。

なお、この手数料は、申請書審査のための手数料となります。審査の結果、指定基準を満たさず、更新できない場合にも手数料は返還できませんので、予め御了承願います。

### ⑥ 提出方法・提出期限

審査を円滑に進めるため、事業所の指定有効期間満了日の3ヶ月前から2ヶ月前までに提出をお願いします。提出方法は、下記まで郵送または持参下さい。

※申請書類一式については、必ず事業所控え(コピー)を保管しておいてください。

〒818-8686

筑紫野市二日市西1丁目1番1号

筑紫野市健康福祉部高齢者支援課介護保険担当

(電話 092-923-1111内線332~334)

### ⑦ 指定更新通知書等について

更新の要件を全て満たし、更新が可能な事業所に対しては、更新の日までに通知書を事業所宛てに郵送します。